

# 赤ちゃんが生まれたら

☎ 長崎市コールセンター〔あじさいコール〕  
095-822-8888 (長崎市役所代表)



※内容は令和4年1月現在の代表的なものです。下記以外にも手続きが必要な場合があります。  
※市民サービスコーナーでは、これらの手続きは行っておりません。

✓欄	手続き内容	対象	手続き窓口	手続きに必要な物
	出生届	出生されたかた	地域センター、事務所、地区事務所	出生届書、母子健康手帳
	国民健康保険加入、出産育児一時金請求	国民健康保険加入者	地域センター、事務所、地区事務所	出産したかたの被保険者証、母子健康手帳、世帯主の預金通帳、マイナンバーが確認できるもの、出産にかかる費用の領収書又は明細書、医療機関との合意文書
	児童手当認定請求または増額の届	出生した児童の監護をされるかた	地域センター事務所、地区事務所	請求者の健康保険証の写し、請求者名義の普通預金通帳、マイナンバーが確認できるもの ※上記以外の書類提出をお願いする場合があります ※出生日の翌日から15日以内に届出が必要です
	子ども福祉医療受給資格の認定申請	0歳～中学校卒業までの児童		対象児童の健康保険証（対象児童が加入予定の健康保険証が受付時に確認できれば仮受付可）、保護者名義の普通預金通帳

※国民健康保険加入者の方の出産育児一時金については、一時金を出産費用にあてるため世帯主のかたに代わって直接医療機関等に支払うことができる、直接支払制度もあります。

※国民年金被保険者第1号の方は産前産後の一定期間の国民年金保険料が免除になる制度があります。詳しくは長崎市住民情報課総務係(☎095-829-1137)まで

※出生されたかたのマイナンバー(個人番号)は後日、通知されます。

✓欄	手続き内容	対象	手続き窓口	手続きに必要な物
	ひとり親家庭福祉医療受給資格の認定申請	ひとり親家庭等該当者	地域センター、事務所	子育て支援課(☎829-1270)へお尋ねください
	児童扶養手当の認定請求または額改定請求			
	特別児童扶養手当の認定請求			
	生活保護の変更申請	生活保護受給者	生活福祉1・2課(別館3階)、東・南・北総合事務所地域福祉課	生活福祉1・2課(☎829-1144)へお尋ねください
	市営住宅同居者異動届の提出	市営住宅居住者	長崎市営住宅指定管理者(桜町第2別館1階、三重地域センター1階、南総合事務所2階) 一部の地域センター(香焼・伊王島・高島・野母崎・外海・三和・琴海)事務所(池島・黒崎のみ)	居住者の変更がわかる世帯全員の住民票(本籍・続柄記載のあるもの)
	し尿汲取りの届出(世帯員増)	し尿汲取り利用者	地区別し尿業者へ電話連絡	特にありません